

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する急傾斜地崩壊防止施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

#### 1 和解の相手方

岩美郡岩美町 個人

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金117,443円を支払うものとする  
こと。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

平成24年10月26日

##### (2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字岩本地内

##### (3) 事故の状況

急傾斜地崩壊防止施設用地内から落下した枯死木が、和解の相手方所有の家屋の屋根に当たり、同屋根が破損したものである。